

長野工業高等専門学校編入学に関する規則

制 定 令和6年10月24日

(目的)

第1条 この規則は、長野工業高等専門学校学則第18条の規定に基づき、編入学に関し必要な事項を定める。

(編入学の時期)

第2条 編入学の時期は、第4学年の始めとする。

(修業年限及び在学期間)

第3条 学則第2条の規定にかかわらず、編入学生の修業年限は2年とする。ただし、休学期間を除き4年を超えて在学することはできない。

(編入学生指導教員)

第4条 編入学生の学習及び生活に関して、主事及び関係教職員と連携して一貫した指導を行うため、編入学生指導教員を置く。

2 編入学生指導教員は、当該編入学生の学級担任をもって充てる。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 外国人留学生の編入学に関する事項は、この規則にかかわらず、「長野工業高等専門学校外国人留学生規則」によるものとする。